

業務委託共通仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る共通事項を示すものであって、実施にあたっては、発注者・受注者誠意をもって行うものとする。

(法令の遵守)

1 受注者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令に基づき、発注者が定めた諸規定を遵守しなければならない。

(業務の実施)

2 受注者は、業務の実施にあたっては、資格、技能等で適した従業員を配置するものとする。

また、誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって業務を行うものとする。

(職務の実施責任)

3 受注者の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、受注者は、発注者に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、受注者の責めに基づかないときは、この限りではない。

(現場責任者の指定)

4 受注者は、業務の実施にあたり、受注者を代理する現場責任者を選任するものとする(委託契約書別添第5条に定める「業務責任者」は、ここでいう「現場責任者」に読み替えるものとする)。

(1) 現場責任者は次の任にあたるものとする。

ア 業務の実施に関する発注者との連絡及び調整

イ 業務仕様書に基づく細部事項の打ち合わせ

ウ 業務に従事する受注者の従業員の管理及び指導・指揮監督

(2) 発注者又は発注者の指定した監督員は、業務の実施に関し、仕様書に基づく注文等は、受注者の選任した現場責任者に対して行うものとし、受注者の従業員に対し直接これを行ってはならない。

(規律の維持)

5 受注者は業務に従事する従業員の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

また、受注者は、受注者の定める制服を着用させるものとする。この場合、受注者の従業員であることを明確にするため、会社名及び従事者の氏名を表示した名札等をあわせて着用するものとする。

(業務の計画及び実施報告)

6 受注者は、本契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施し、次のとおり報告するものとする。ただし、発注者において実施上異議があるときは、発注者・受注者で協議し決定するものとする。

- (1) 受注者は、業務を実施したときは、日誌・報告書等の書面をもって、すみやかにその状況を発注者に報告するものとする。
 - (2) 発注者は、受注者に対し、随時業務の実施状況の報告を求めることができる。
(実施の確認)
- 7 受注者は、業務に係る委託料を発注者に請求するときは、発注者の指定する検査員の確認を受けるものとする。
(異常又は事故報告)
- 8 受注者は、建物本体、付帯施設・設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を直ちに適切な措置を講ずる共に発注者に書面により報告するものとする。
(浦和競馬場での勝馬投票券購入等の禁止について)
- 9 受注者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受注者は、受注者の従業員、派遣社員等に本事項の周知、徹底を図ること。
- (1) 浦和競馬場において、すべての勝馬投票券の購入及び払戻しを行わないこと。
 - (2) その他、競馬に係る不正又は不正と疑われる行為を行わないこと。
(その他)
- 10 業務の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。
- (1) 火気の使用にあたっては、十分に注意するものとする。
 - (2) 事務室等の鍵が必要な場合、発注者・受注者協議の上貸与するものとする。
貸与を受けた鍵は、慎重に取扱うものとし、業務を実施するために必要な時間と場所に限り使用するものとする。
 - (3) 電気・ガス及び水の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。
 - (4) 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。
 - (5) 衛生に留意するものとする。特に感染症対策は入念に実施すること。
 - (6) 浦和競馬場内での業務中は「さわやか浦和競馬あいさつ運動」として、相手が誰であってもあいさつを率先して行うこと。

浦和競馬場清掃業務委託仕様書

浦和競馬場の清掃業務にあつては、この仕様書に基づき行うものとする。

第1 清掃目的

浦和競馬場及びその周辺における環境衛生を維持することを目的とする。

清掃とは、建屋内外、広場等の掃き・拭き掃除及び灰皿、ゴミ箱、ちり、付着したガム等、排水溝、トイレ等の清掃作業をいう。(以下「清掃」という。)

第2 清掃対象の範囲

- (1) 建屋内、広場、第2駐車場トイレ等の場内掃き・拭き掃除(別図1・2)
- (2) 業務関係清掃・トイレ清掃、馬糞・寝糞清掃、装鞍所・馬洗場清掃(別図1)
- (3) 本場開催前清掃(別図1)
- (4) 競馬場周辺地域清掃(各駐車場、バス発着所含む)(別図3)
- (5) 排水溝清掃(別図4)
- (6) 事務所等清掃(別図5-1 5-2)
- (7) 浦和競馬場公園内清掃(別図6)
- (8) 浦和競馬場仮設トイレ汲み取り(別図6)

第3 清掃の内容

別記に示す各清掃業務仕様書による。

なお、仕様書は業務の大要を示すものであつて、現場の状況に応じ、記載されていない細部の事項については双方で協議し決定するものとする。

第4 清掃作業実施日数および清掃箇所

各開催の実施日数(回数)は別表1の通りである。また、各開催における清掃実施箇所については別表2に示す通りである。

第5 費用の負担

清掃に使用する消耗品(ポリ袋は含める)、用具、機器類は、受注者の負担とする。ただし、消耗品のトイレトーパー、感染症対策用の消毒液、電力、給水は発注者の負担とする。

第6 作業実施上の留意事項

次の事項には、十分留意すること。

- (1) ガソリン、ベンジン等引火性の危険物は使用しないこと。
- (2) 電力、水道等の使用に当たっては極力節減に努めること。
- (3) 器具の使用による衝撃、湿気等で建物、器物等を損傷しないよう常に注意をすること。

第7 作業員の確保

受注者は、契約の履行を期するため、各作業に適した者を配置しなければならない。

第8 異常報告

責任者は、作業中、建物、器物等に損害又は異常を認めた場合は、速やかに監督員に報告すること。

第9 作業報告書の提出

受注者は、契約を忠実に履行するため、監督員の指示に従い、作業終了後報告書を作成し、提出すること。受注者は、毎月、委託業務完了通知書(別紙様式)を提出し、確認を受けること。

第10 仕様書どおりに行われなかった場合の措置

発注者は、業務が仕様書どおりに行われなかったと認めた場合は、その手直しを命ずることができる。この場合の費用は、受注者の負担とする。

第11 緊急の措置

業務実施上、緊急の必要があると認められる場合、監督員は受注者に対し、所要の措置を求める

ことができる。

第12 服装

清掃作業実施に当たっては、受注者は清掃作業員に清潔感のある一定の服装を着用させるとともに、名札を着用させ常に身分を明らかにすること。また、周辺地域清掃時は、発注者から貸与する反射ベスト（ロゴ入り）を着用すること。

第13 作業上の留意事項

- (1) 浦和競馬場の業務に支障のないよう実施すること。
- (2) 作業が来場客の支障にならないよう注意すること。
- (3) 常に来場客から見られていることを認識し不必要な私語、態度をとらないよう注意すること。
- (4) 公営競技施設であることを十分認識し、来場客には良好な態度で接すること。
- (5) 喫煙は指定の場所以外でしないこと。

第14 業務計画書の作成

- (1) 受注者は契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には契約書に基づき、次の事項を記載するものとする。

- ア 業務概要
- イ 業務方針報告書
- ウ 業務工程（派遣計画を含む）
- エ 業務組織計画（業務分担表を含む）
- オ 業務において使用する主な用具等
- カ 連絡体制（緊急時を含む）
- キ その他

第15 留意事項

- (1) 発注者は、受注者に対して開催日の午前8時（JRA場外は午前7時）までにその開催を中止したことを通知したときは、当該中止日に係る委託料を支払わないものとする。
- (2) 受注者の使用する休息所は発注者が指定し、その際使用する管理経費は受注者の負担とする。
- (3) 受注者の関係者出勤用等の駐車場及び駐輪場を発注者は確保しない。
- (4) 受注者はパラソルヒーターの設置期間中については、開門までにパラソルヒーターを点火させ、閉門後に消火を行うこと。
- (5) 喫煙所以外で喫煙を行っている者を発見した際には、喫煙所への案内を行う等、場内の環境美化に努めること。
- (6) 受注者は清掃作業員に、適切なファン対応を目的とした清掃方法や接遇等の教育研修を行うこと。
- (7) 受注者は競走馬の近くで清掃を行う作業員に対して、ヘルメットやプロテクターを着用させるなどの安全対策を確実に実施すること。
- (8) 新型コロナウイルス等感染症対策に対応するため、人が手を触れやすい場所は十分に清掃するとともに、適正な洗剤等を用いる際は除菌・消毒効果が認められたものを用いること。
- (9) 受注者は現場に常駐するものの中から責任者を定め、発注者に報告すること。発注者と協議する場合には、原則この責任者が行うこととする。
- (10) 受注者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受注者は、受注者の従業員、派遣社員等（再委託先の者を含む）に本事項の周知、徹底を図ること。
 - ア 浦和競馬場において、すべての勝馬投票券の購入及び払戻しを行わないこと。
 - イ その他、競馬に係る不正または不正と疑われる行為を行わないこと。
- (11) その他必要と認められる事項については、別途、双方で協議し決定するものとする。

清掃業務仕訳書

第1 場所

浦和競馬場及びその周辺地区

第2 対象地区

別図表示地区（別図1～6）

第3 業務内訳

(1) ファンエリア掃き・拭き掃除（別図1・2）

開門1時間前から最終レースまで、レース毎に場内各所（各投票所内床、階段及び広場等）の掃き清掃を実施し、拭き清掃、トイレ清掃（来賓エリア使用時においては来賓エリアのトイレも含む）、灰皿、トイレトペーパーの補充、ゴミ箱等のゴミの収集等を適宜実施し、常に清潔を保つこと（詳細については以下に示す通りとする）。その際には、来場客等に対して迷惑にならないよう十分注意すること。

ア 各フロアおよび階段部

(ア) 開門前清掃

- ・各フロアを巡回し、ゴミや汚れの残っている箇所は、除去すること。
- ・椅子は、汚れを拭き取り、適正な場所に納めること。

(イ) 開催中清掃

- ・巡回清掃の際は、各レース終了時に、各フロアを巡回すること。
- ・床面は、ホウキ等によって掃き掃除をし、ゴミを除去すること。汚れが目立つ箇所については水又は適正な洗剤で拭き取ること。
- ・喫煙スペースについては1日5回以上、灰皿の中のタバコの吸ガラ等内容物を除去し、床に落ちているゴミ等を除去すること。汚れが目立つ箇所については水又は適正な洗剤で拭き取ること。
- ・ゴミ箱のゴミは適宜回収し、新たなゴミ袋を設置すること。ゴミ箱等に排出された内容物の分別を行い、組合指定の場所に移動すること。

(ウ) 開催後清掃

- ・硬質床・弾性床については、ホウキ等により床面の紙屑等を取り除き、ほこりを除去した後、化学処理モップ等により拭きあげること。
- ・汚れのある箇所については、水拭きや、適正な洗剤を使用して洗浄すること。
- ・繊維床については、掃除機でほこりを吸い取ること。なお、部分的なしみは、適正なしみ取り剤を用いてしみを取ること。
- ・喫煙スペースについては灰皿の中のタバコの吸ガラ等内容物を除去し、よく拭きあげること。
- ・ゴミ箱等に排出された内容物の分別を行い、組合指定の場所に移動すること。ゴミ箱等の容器は汚れの程度に応じて拭きあげ清潔を保つこと。
- ・ハタキ等を必要とする箇所は、ハタキ等をもってほこりを除去すること。壁面・ドア及び案内表示板には注意し、汚れの程度によっては適正な洗剤を使用して拭き取ること。
- ・ガラス等及び周辺は、光沢を失わないように拭きあげること。
- ・なお、手すり等については、水拭き又はカラ拭きとし、汚れの程度によっては、適正な洗剤を使用してよく拭きとること。

イ 便所及び洗面所

(ア) 開門前清掃

- ・各トイレを巡回し、ゴミや汚れの残っている箇所は、除去すること。

(イ) 開催中清掃

- ・巡回清掃の際は、1日6回以上各トイレを巡回すること。
- ・汚れのある箇所については、すぐに水拭きや、適正な洗剤を使用して洗浄すること。
- ・便器の汚れは適正な洗剤及びタワシ等を使用して洗浄し、金属類を拭きあげること。
- ・便座の汚れについては便座が破損するおそれのある洗剤を使用しないよう特に注意し、汚れを落とした後、除菌クリーナーで除菌を行うこと。
- ・洗面器は、適正な洗剤で洗浄清掃し、金属類を拭きあげ、清潔を保つこと。
- ・ゴミ箱のゴミは適宜回収し、新たなゴミ袋を設置すること。ゴミ箱等に排出された内容物の分別を行い、組合指定の場所に移動すること。
- ・トイレットペーパー、水石けん及び消毒液は、不足箇所がないよう、随時補充すること。

(ウ) 開催後清掃

- ・床は、ホウキ等により床面の紙屑等を取り除き、ほこりを除去した後、適正な洗剤で洗浄し、モップ等で拭き取ること。なお、汚れが目立つ箇所については、洗浄すること。
- ・便器は、適正な洗剤及びタワシ等を使用して洗浄清掃し、金属類を拭きあげること。
- ・なお、便座については界面活性剤が含まれている洗剤を使用すると便座が破損するため、特に注意し界面活性剤が含まれていない洗剤を使用して汚れを落とした後、除菌クリーナーで除菌を行うこと。
- ・洗面器は、適正な洗剤で洗浄清掃し、蛇口等の金属類を拭きあげること。
- ・洗面所内の汚れのある所は、適正な洗剤を使用して洗浄し、清潔にしておくこと。
- ・トイレットペーパー、水石けん及び消毒液は、常時点検し、不足箇所がないよう、随時補充すること。
- ・ゴミ箱等に排出された内容物の分別を行い、組合指定の場所に移動すること。ゴミ箱等の容器は汚れの程度に応じて拭きあげ清潔を保つこと。
- ・ハタキ等を必要とする箇所は、ハタキ等をもってほこりを除去すること。
- ・壁面の汚れには注意し、汚れの程度によっては適正な洗剤を使用して拭き取ること。

(エ) その他

- ・各トイレには、トイレ清掃チェックリスト(表3)を入口に掲出し、清掃を行った時間および清掃実施者を記入すること。また、清掃実施表は週毎にまとめ、翌週の月曜開門までに監督員に提出すること。
- ・各トイレに芳香剤を設置し、常にその機能を維持すること。芳香剤の機能については、微香程度のものでし、香りの強くないものにすること。また、除菌機能を有したものとすること。

ウ エレベーター

(ア) 開門前清掃

- ・巡回し、ゴミや汚れの残っている箇所は、除去すること。汚れの程度によっては適正な洗剤を使用して拭き取ること。

(イ) 開催中清掃

- ・巡回清掃の際は、1日6回以上巡回すること。
- ・床面は、ホウキ等によって掃き掃除をし、ゴミを除去すること。汚れが目立つ箇所については水又は適正な洗剤で拭き取ること。

(ウ) 開催後清掃

- ・ホウキ等により床面の紙屑等を取り除き、ほこりを除去した後、化学処理モップ等により拭きあげること。汚れのある箇所については、水拭きや、適正な洗剤を使用して洗浄すること。
- ・特に壁面には注意し、汚れの程度によっては適正な洗剤を使用して拭き取ること。

エ 屋外エリア（場内の植え込みを含む）

（ア）開門前清掃

- ・巡回し、ゴミや汚れの残っている箇所は、除去すること。
- ・椅子は、汚れを拭き取り、適正な場所に配置すること。
- ・芝生エリア、屋外デッキを含め動物の糞にも気を配り、除去すること。

（イ）開催中清掃

- ・常に巡回清掃員を配置し、各所を巡回すること。特に各レース終了時は、地面やゴミ箱にごみが散乱するので、速やかに対応できるよう注意すること。
- ・ホウキ等によって掃き掃除をし、ゴミを除去すること。汚れが目立つ箇所については水又は適正な洗剤を用いて拭き取ること。
- ・喫煙エリアについては各レース終了時、灰皿の中のタバコの吸ガラ等内容物を除去し、地面に落ちているゴミ等を除去すること。汚れが目立つ箇所については水又は適正な洗剤で拭き取ること。
- ・ゴミ箱のゴミは適宜回収し、新たなゴミ袋を設置すること。ゴミ箱等に排出された内容物の分別を行い、組合指定の場所に移動すること。
- ・コンクリート地面から生えている雑草については、適宜除草すること。

（ウ）開催後清掃

- ・地面に散乱したゴミを拾うこと。汚れのある箇所については、水拭きや、適正な洗剤を使用して洗浄すること。
- ・喫煙エリアについては灰皿の中のタバコの吸ガラ等内容物を除去し、よく拭きあげること。
- ・ゴミ箱等に排出された内容物の分別を行い、組合指定の場所に移動すること。ゴミ箱等の容器は汚れの程度に応じて拭きあげ清潔を保つこと。
- ・ハタキ等を必要とする箇所は、ハタキ等をもってほこりを除去すること。壁面・ドア及び案内表示板には注意し、汚れの程度によっては適正な洗剤を使用して拭き取ること。
- ・なお、手すり等については、水拭き又はカラ拭きとし、汚れの程度によっては、適正な洗剤を使用してよく拭きとること。

（２）業務エリア清掃（別図１）（本場開催時）

ア トイレ清掃

- ・対象場所は装鞍所、新待機馬房 1 階 2 階、待機馬房（仮設馬房棟・控室棟含む）、下見所、馬積降場、業務館内（2ヶ所）、第 1 駐車場（仮設馬運車運転手控室）、3 号スタンド地下の 9 箇所とし、本場開催中毎日実施すること。3 号スタンド地下トイレについては、資金搬入前までに実施すること。
- ・床は、ホウキ等により床面の紙屑等を取り除き、ほこりを除去した後、適正な洗剤で洗浄し、モップ等で拭き取ること。なお、汚れが目立つ箇所については、洗浄すること。
- ・便器は、適正な洗剤及びタワシ等を使用して洗浄清掃し、金属類を拭きあげること。
- ・便座については界面活性剤が含まれている洗剤を使用すると便座が破損するため、特に注意し界面活性剤が含まれていない洗剤を使用して汚れを落とした後、除菌クリーナーで除菌を行うこと。
- ・洗面器は、適正な洗剤で洗浄清掃し、金属類を拭きあげること。
- ・洗面所内の汚れのある所は、適正な洗剤を使用して洗浄し、清潔にしておくこと。
- ・トイレットペーパー、水石けん及び消毒液は、清掃時点検し、不足箇所がないよう、随時補充すること。
- ・ハタキ等を必要とする箇所は、ハタキ等をもってほこりを除去すること。
- ・壁面の汚れには注意し、汚れの程度によっては適正な洗剤を使用して拭き取ること。

イ 業務館・装鞍所・馬洗場・待機馬房、駐車場等清掃

(ア) レース中清掃

- ・本場開催日に馬積降場、装鞍所、馬洗場、新待機馬房、待機馬房（仮設馬房棟・控室棟含む）、下見所及びその動線のゴミをホウキ等用いて拾うこと。動線内にたまった水を掃き出すこと。（ただし、12月～2月の開催については凍結防止のため常に水を掃き出す必要のあることから、水を掃き出すための作業員を1名常駐させること）
- ・灰皿の中のタバコの吸ガラ等は内容物を除去し、よく拭きあげること。

(イ) レース終了後清掃

- ・本場開催日の最終レースの馬がパドックに移動次第、速やかに装鞍所清掃を行い、ゴミをホウキ等用いて拾うこと。
- ・全ての馬が装鞍所エリアから退出後、馬洗い場については、砂や馬の体毛などを水で洗い流し、汚れが目立つところはデッキブラシ等でこすること。
- ・馬洗場排水溝の砂かきを平鍬等用いて行うこと。かき上げた砂は組合が指示する場所まで運ぶこと。
- ・馬積降場内馬輸送会社控室に設置しているゴミかご内のゴミ、第1駐車場にある仮設休憩室内に設置しているゴミかご内のゴミ及び第2駐車場に設置しているゴミかご内のゴミを回収し、ゴミ袋を設置すること。

(ウ) 馬糞清掃

- ・本場開催中、馬積降場、装鞍所、馬洗場、新待機馬房、待機馬房（仮設馬房棟・控室棟含む）、下見所及びその動線の馬糞をホウキ等用いてレース毎に取り除き、組合指定場所へ運搬すること。
- ・排出された馬糞については、毎日最終レース終了後運搬処理すること。検体所に設置している馬糞集積場所の馬糞については、毎開催終了後速やかに運搬処理を実施すること。

(エ) 寝藁清掃

- ・検体所にある寝藁について、開催終了後速やかに運搬処理すること。

(オ) 排水枡及び排水溝清掃

- ・開催終了後、組合が指定する排水枡（馬洗い場）及び排水溝（業務館騎手室前）の砂上げを行うこと。かき上げた砂は組合が指示する場所に運ぶこと。

(カ) 開催前日装鞍所エリア掃き清掃

- ・各開催初日の前日に馬積降場、装鞍所、馬洗場、新待機馬房、待機馬房（仮設馬房棟・控室棟含む）、下見所及びその動線のゴミをホウキ等で掃くこと。

(3) 本場開催前清掃（別図1）

- ・北門警備棟、発走員詰所、走路管理員詰所のトイレ及び検体採取所のトイレとシャワー室の清掃を行うこと。

ア トイレ・・・ゴミ出し・床、便器、洗面台の洗剤薬剤による洗浄（毎回）

- ・ハタキなど用いて、壁面および天井の除塵をする。
- ・ごみ箱の内容物を処理する。
- ・ホウキおよびダストモップを用いて除塵する。
- ・床を水拭きする。汚れの多い時は中性洗剤で拭く。床面に水が残っている場合は固く絞ったモップ等で水分を除去すること。
- ・衛生陶器類は中性洗剤で清掃する。
- ・洗面台を清掃し、鏡を拭く。
- ・トイレットペーパー、水石鹼を補給する。

イ シャワー室・・・床、洗面台の洗剤薬剤による洗浄（毎回）

- ・ハタキなど用いて、壁面および天井の除塵をする。

- ・排水溝のごみを処理する。
- ・床を水拭きする。汚れの多い時は中性洗剤で拭く。床面に水が残っている場合は固く絞ったモップ等で水分を除去すること。
- ・洗面台を清掃し、鏡を拭く。

(4) 競馬場周辺地域清掃 (別図3)

- ・最終レースが終了し、ファンの退場後、別図3に示す場所の清掃を実施すること。
- ・南浦和駅方面、浦和駅方面の2経路をそれぞれ2名により火箸やホウキ等を用いてゴミ拾いを行うこと。その際、マークカード等競馬場内から排出されたゴミはもちろんのこと、その他のゴミも拾い、地域の環境美化に貢献すること。また、第1・2・5駐車場、北門駐車場、正門前のゴミ拾い及び南浦和バス発着所のゴミ回収、ゴミ袋の設置をすること。夜間の場合は乙が用意した照明器具を携帯すること。
- ・別図3以外の地域でのマークカードばらまき等における清掃にも対応すること。
- ・道路交通法を遵守し、通行には充分留意すること。

(5) 排水溝清掃 (別図4)

- ・本場開催終了後、速やかに対象地区内の排水溝の清掃を実施すること。
- ・グレーチングを外し、平鍬等用いて、ゴミを取り除くこと。汚れの目立つ箇所についてはデッキブラシ等用いて清掃すること。
- ・ただし、監督員が開催の途中で指示した場合はこの限りでない。

(6) 事務所等清掃 (別図5-1 5-2)

- ・事務所、廊下・エントランス (男女更衣室含む)、トイレ (1号開催本部棟含む)、会議室、喫煙所、屋外スペース、2号3号外階段 (非常階段)、の清掃を実施する。
- ・実施日は3号スタンド5階 (屋外スペース含む)、2号3号外階段 (非常階段) が毎週火・木曜日とし、作業目安時間は17時から18時とする。開始時間は厳守すること。また、1号開催本部棟1階のトイレ清掃は13時から17時の間に行うこと。やむを得ず変更する場合は、監督員へ事前に相談すること。
- ・旧北門事務所清掃は各開催前日に実施すること。
- ・3号スタンド3階・4階の会議室は毎週日曜日に実施すること。

ア 事務所・・・ゴミ箱ゴミ出し (毎回)・床掃除 (毎回)

- ・ゴミ箱の内容物を処理する。
- ・掃除機を用いて、除塵する。(必要に応じて什器を移動すること)
- ・モップ等で水拭きする。(固く絞って使用すること・繊維床は除く)

イ 廊下・エントランス・階段・・・床掃除 (毎回)

- ・ハタキなど用いて、壁面および天井の除塵をする。
- ・掃除機を用いて、除塵する。(フロアマットを含む)
- ・モップ等で水拭きする。(固く絞って使用すること・繊維床は除く)

ウ トイレ・・・ゴミ出し・床、便器、洗面台の洗剤薬剤による洗浄 (毎回)

- ・ハタキなど用いて、壁面および天井の除塵をする。
- ・ゴミ箱の内容物を処理する。
- ・ホウキおよびダストモップを用いて除塵する。
- ・床を水拭きする。汚れの多い時は中性洗剤で拭く。床面に水が残っている場合は固く絞ったモップ等で水分を除去すること。
- ・衛生陶器類は中性洗剤で清掃する。
- ・洗面台を清掃し、鏡を拭く。
- ・トイレトーパー、水石鹼を補給する。

エ 喫煙室 (屋外スペース含む)・・・床清掃 (月2回)・灰皿清掃 (毎回)

- ・灰皿にある吸い殻を処理する。
 - ・掃除機を用いて、除塵する。(必要に応じて什器を移動すること)
 - ・モップ等で水拭きする。(固く絞って使用すること・繊維床は除く)
- オ 会議室・・・ゴミ出し・床清掃(毎回)
- ・ハタキ、雑巾など用いて、什器類、壁面および窓周辺の除塵をする。
 - ・ごみ箱の内容物を処理する。
 - ・ホウキおよびダストモップを用いて除塵する。
 - ・掃除機を用いて、除塵する。(必要に応じて什器を移動すること)
 - ・モップ等で水拭きする。(固く絞って使用すること・繊維床は除く)

(7) 浦和競馬場馬場内公園清掃(別図6)

- ・公園内を巡回し、園内に捨てられている空き缶、ビン、ペットボトルやくず、動物の糞等のゴミを火箸等用いて拾う。
- ・園内の通路脇だけでなく、芝生内や植え込みのゴミにも十分注意しながら巡回する。
- ・公園利用者等に対して迷惑にならないよう十分注意する。
- ・馬場内仮設トイレ(2ヵ所)の清掃、トイレトペーパーの補充等を適宜行い、清潔を保つようにすること。
- ・作業日は、場外発売日(JRAを含む)は毎週火・木・日曜日とする。また、本場開催日の作業日は、別紙(開催日割【公園内清掃日程】)に定める通りとする。
- ・作業時間は特に指定する場合を除き、業務実施当日の1時間程度(2人)とする。詳しい時間については監督員と協議の上決定する。

(8) 浦和競馬場仮設トイレ汲み取り(別図6)

- ・馬場内公園トイレ5基の汲み取りを行う。なお、業務日時については、双方で協議の上決定する。
- ・業務実施の際には、公園利用者等に対して十分注意すること。

別表1

	業務内訳	日数 (回数)
A	本場開催時清掃業務(平日)	53日
B	本場開催時清掃業務(祝日)	3日
C	南関東場外開催時清掃業務(D・Eを除く平日)	112日
D	南関東場外開催時清掃業務(4/30~5/2、1/4)	4日
E	南関東場外開催時清掃業務(3/11~13)	3日
F	南関東場外開催時清掃業務(Gを除く祝日)	4日
G	南関東場外開催時清掃業務(4/29、5/3、12/29~1/3)	8日
H	JRA場外開催時清掃業務(12/28を除く土曜・祝日)	34日
I	JRA場外開催時清掃業務(J・Kを除く日曜日、12/28)	49日
J	JRA場外開催時清掃業務(7/28・8/4)	2日
K	JRA場外開催時清掃業務(12/22)	1日
通年		
	仮設トイレ汲み取り業務	24回
	馬場内公園清掃業務	146回
	組合事務所等清掃業務 (事務室、廊下・エントランス(男女更衣室含む)、トイレ、喫煙室、屋外スペース等)	104回
	排水枡・排水溝清掃業務(馬洗場排水枡、業務館騎手室前排水溝)	56回
	排水溝清掃業務(ファンエリア)	13回

- ※ 組合事務所等清掃について、喫煙室内、屋外スペースの灰皿は毎回清掃すること。
屋外スペースがハトの糞で汚れているため手摺りも含め清掃すること。
- ※ 1号スタンド1階(開催本部棟)のトイレは毎週火・木に清掃すること
- ※ 仮設馬房・控室棟のトイレ清掃を本場開催時清掃すること
- ※ 第1駐車場馬運車運転手控室のトイレ清掃、喫煙所清掃、ゴミ回収を本場開催時行うこと。
- ※ JRA場外開催について、平日の開催も祝日扱いとする。

別表2

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
2号1階	○	○						○	○	○	○
2号2階	○	○							○	○	○
2号3階	○	○									○
2号4階	○	○									
2号屋上	○	○									
2号エレベーター	○	○							○	○	○
3号1階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3号2階	○	○				○	○	○	○	○	○
3号3階	○	○				○	○	○	○	○	○
3号4階(指定席)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3号4階(貴賓室)	○	○									
3号エレベーター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
場内広場他屋外部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
屋外トイレ											
駐車場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
周辺地域清掃(公園含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
業務エリア	○	○									

※清掃しない階の階段・トイレ・喫煙スペースの清掃は実施しないこととする。

別表 4

浦和競馬場清掃業務
本場開催前清掃

清掃場所	面積 (㎡)	清掃日	合計実施回数
北門事務所トイレ	36.0	本場開催初日の 前日 (1月のみ前々日)	12
北門事務所 小会議室	12		
北門事務所 大会議室	40.7		
北門警備棟トイレ	7.5		
検体採取所シャワー	2.1		
検体採取所トイレ	10.8		
発走員詰所トイレ	2.5		
走路管理員詰所トイレ	2.5		

別図1

清掃対象範囲

- (1) ファンエリア …… 黄
- (2) 業務エリア …… 緑
- * 建物内は別図2 参照 …… 青
- * トイレ清掃対象 …… 赤
- (3) 本場開催前清掃



別図2

清掃対象範囲

(1) ファンエリア

屋外エリア清掃

・ 場内広場等外清掃
・ 北門、第1・第2・第5駐車場ゴミ拾い清掃
・ 正門前ゴミ拾い清掃
・ 正門トイレ清掃
・ 第2駐車場トイレ清掃(多目的用含む)
・ 第2駐車場、南浦和バス発着所ゴミ回収清掃

3号スタンドフロア・トイレ清掃

5階	投票センター	事務所等清掃として実施(別図5-1参照)	
4階	来賓室トイレ(男・女)	各レース毎に掃き清掃(床、階段等)	会議室(別図5-2参照)
3階	トイレ(男・女)	各レース毎に掃き清掃(床、階段等)	会議室(別図5-2参照)
2階	トイレ(男・女)	各レース毎に掃き清掃(床、階段、外側通路等)	
1階	トイレ(多目的用含む)	各レース毎に掃き清掃(床、階段、外側階段等)	
地下1階	トイレ(男・女)		

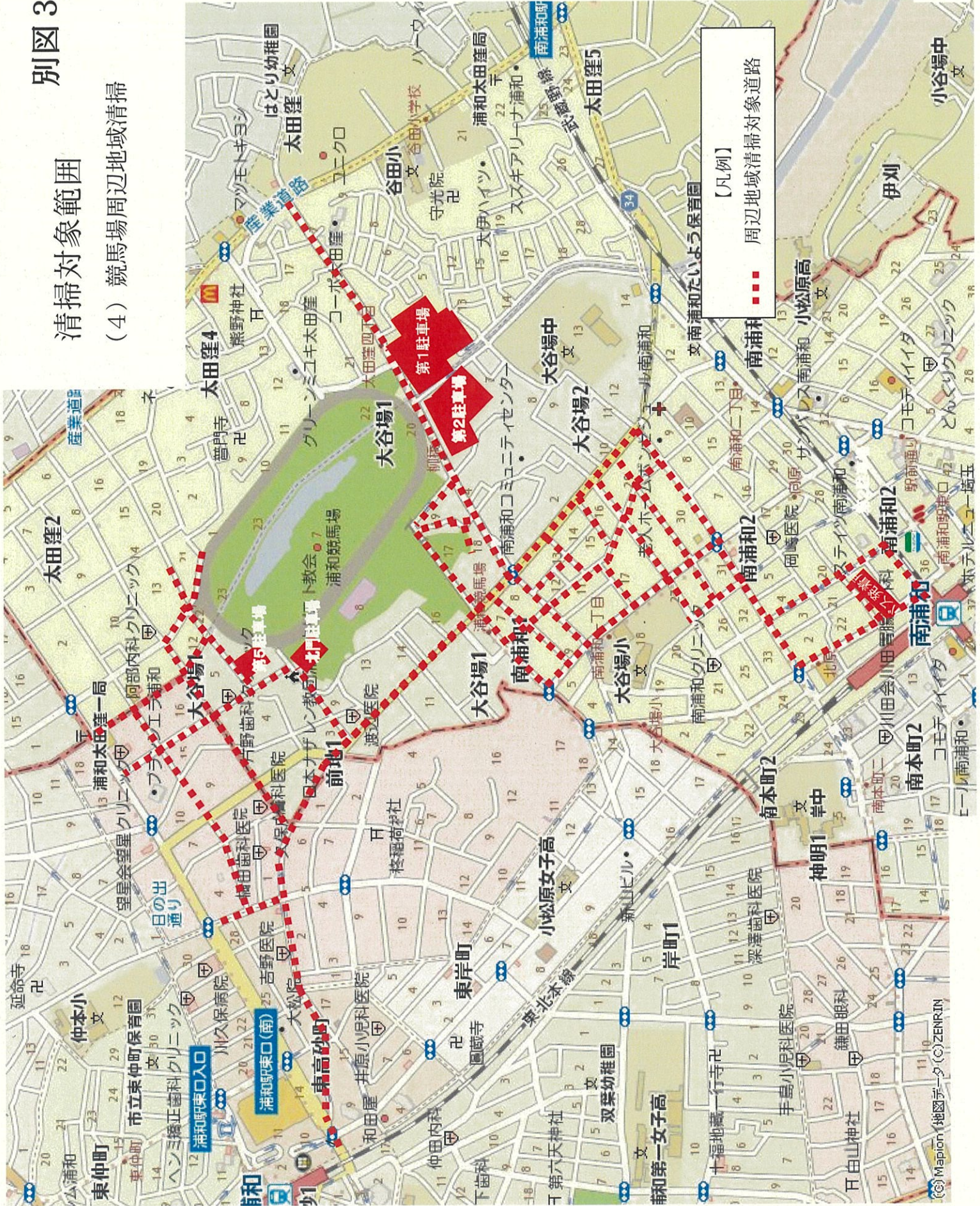
2号スタンドフロア・トイレ清掃

4階	トイレ(多目的用含む)	各レース毎に掃き清掃(床、階段等)
3階	トイレ(多目的用含む)	各レース毎に掃き清掃(床、階段等)
2階	トイレ(多目的用含む)	各レース毎に掃き清掃(床、階段、外側通路等)
1階	トイレ(多目的用含む)	各レース毎に掃き清掃(床、階段、外側階段等)

- * 本場時は、3号4階来賓室トイレ清掃も実施すること。
- * 本場時は、2号スタンド4階馬主室及び馬主役員室も清掃すること。
- * 拭き清掃、トイレ清掃等は適宜実施し、清潔を維持すること。
- * 年に2回(夏頃・冬頃)定期清掃(浦和競馬場清掃業務委託仕様書(定期清掃)参照)を行うこと。
- * 2号3号スタンド屋外階段1階から4階(非常階段)の手摺・床の清掃(事務所等清掃時)
- * 3号スタンド5階屋外階段(非常階段)の手摺・床の清掃(事務所等清掃時)

別図3 清掃対象範囲

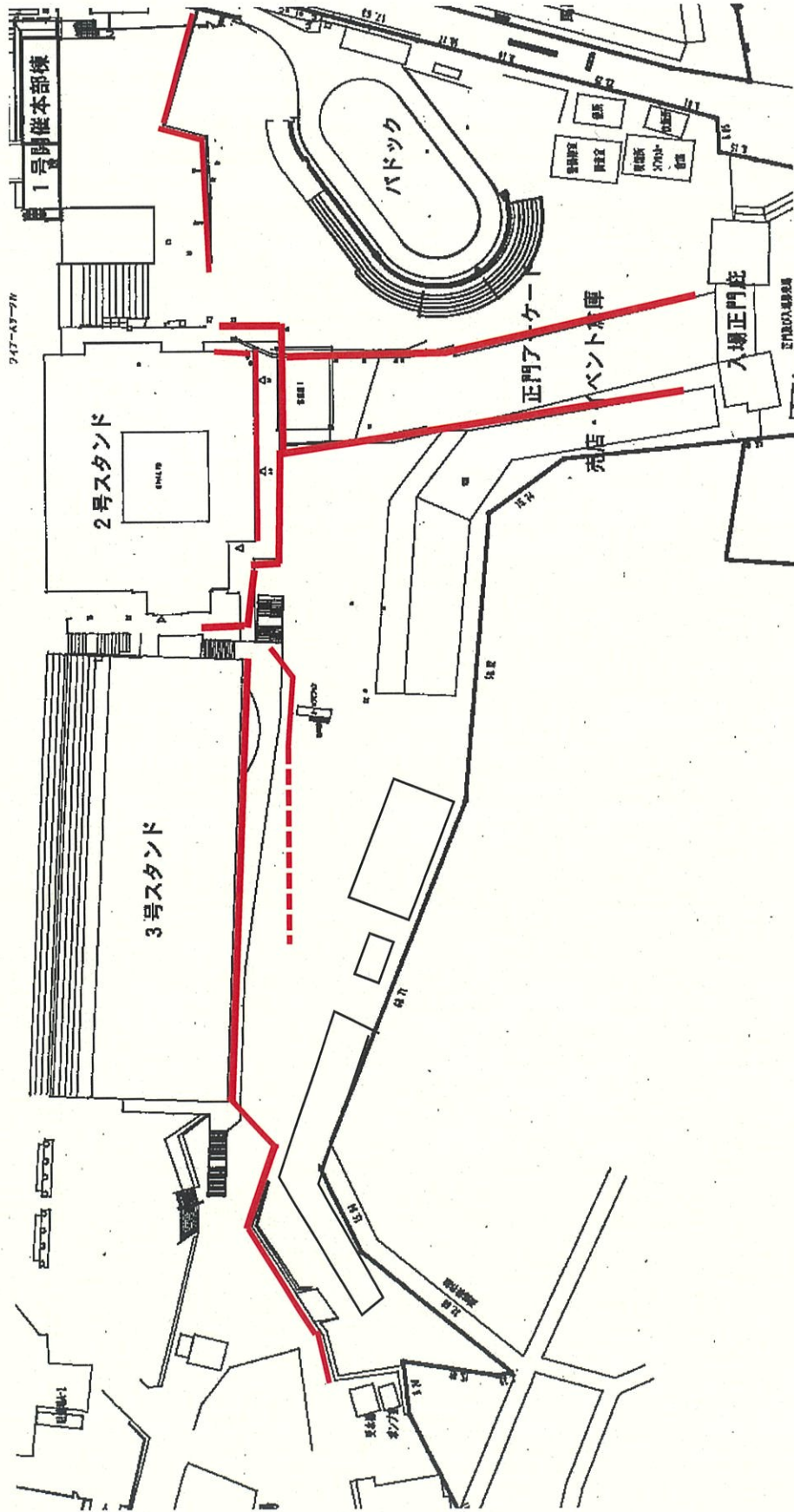
(4) 競馬場周辺地域清掃



別図4

清掃対象範囲

(5) 排水溝清掃

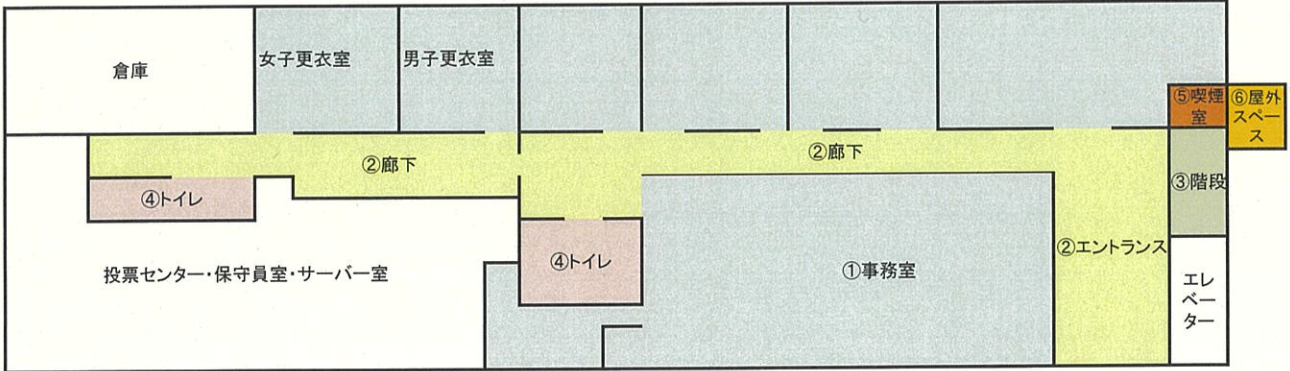


事務所等清掃 清掃範囲(事務所)

別図5-1

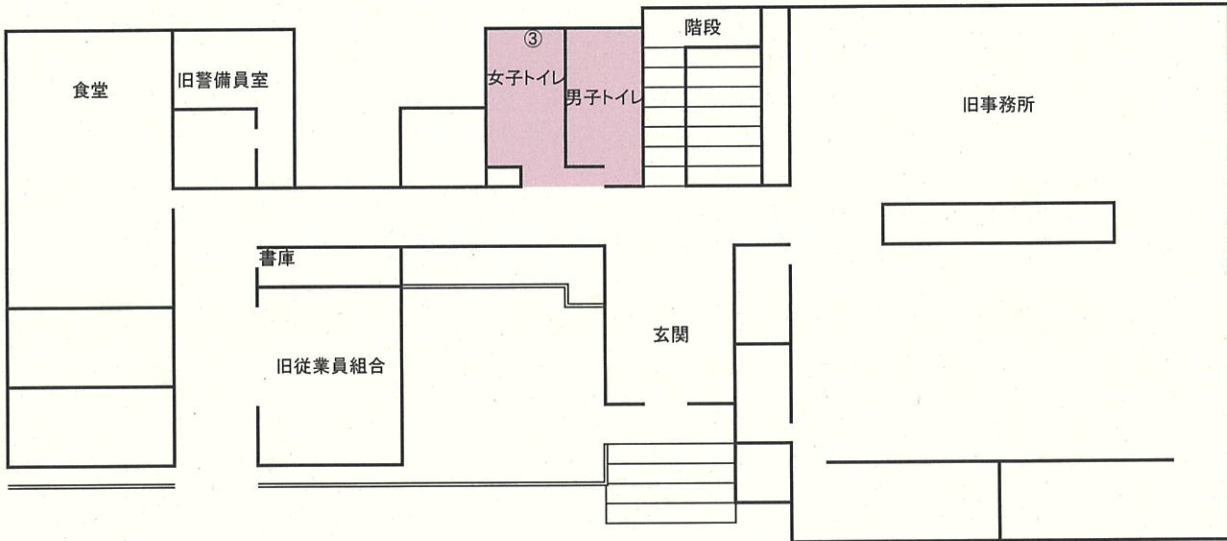
場所	区分	内容
①	事務室	ゴミ出し 床清掃
②	エントランス・廊下	床清掃
③	階段(1階～地下1階を含む)	床清掃
④	トイレ	ゴミ出し 消耗品補充 洗剤薬剤洗浄
⑤	喫煙室	床清掃 灰皿清掃
⑥	屋外清掃(喫煙所)	床清掃 手摺り清掃 灰皿清掃

3号スタンド5階事務所

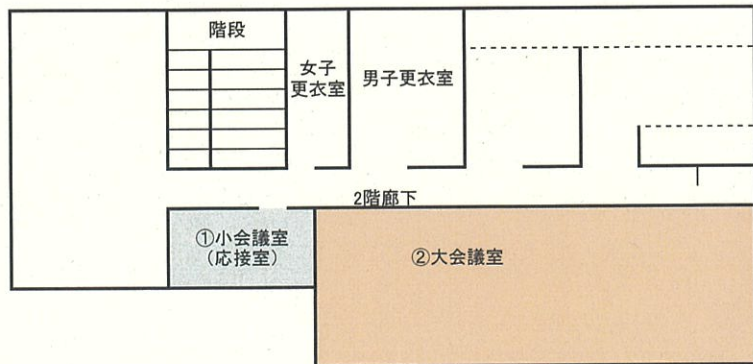


場所	区分	内容
①	小会議室(応接室)	床清掃
②	大会議室	床清掃
③	トイレ	ゴミ出し 消耗品補充 洗剤薬剤洗浄

旧競馬組合事務所
事務所1階



事務所2階

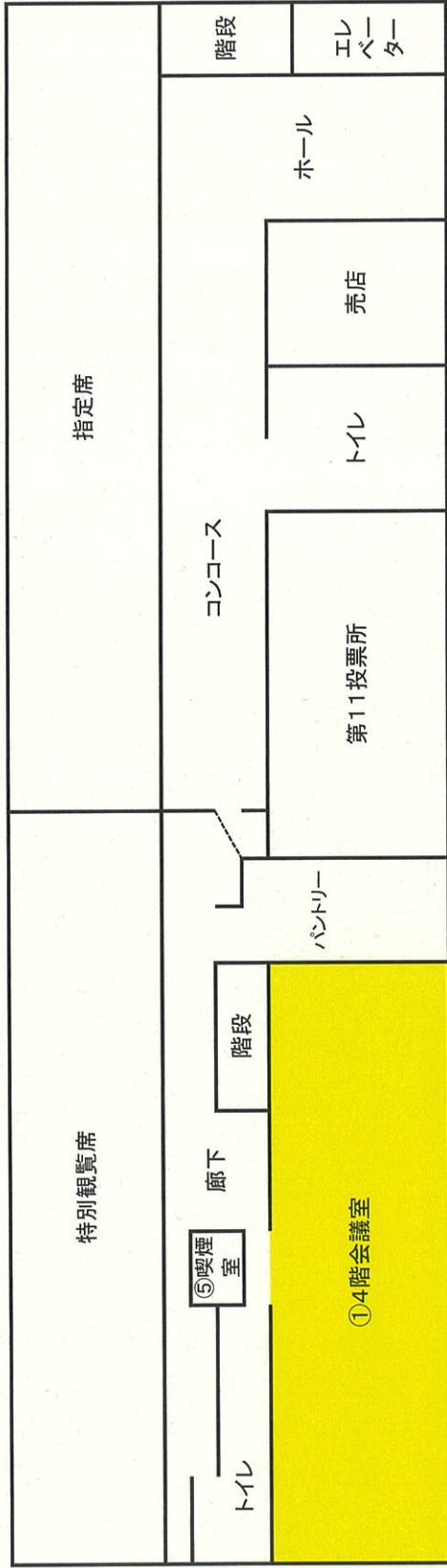


事務所等清掃範囲(会議室)

別図5-2

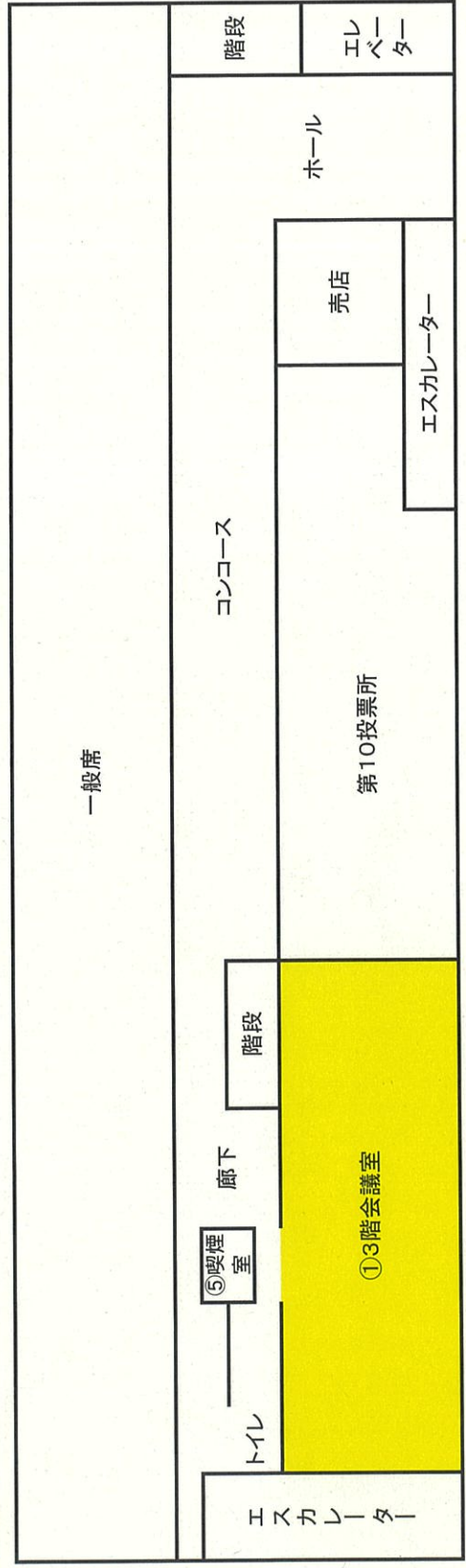
場所	区分	内容
①	会議室	ゴミ出し 床清掃

3号スタンド4階会議室



場所	区分	内容
①	会議室	ゴミ出し 床清掃

3号スタンド3階会議室



別図6

清掃対象範囲

- (7) 浦和競馬場内公園清掃 ……黄
- (8) 浦和競馬場仮設トイレ汲み取り ……赤



令和6年度(2024年度) 南関東地方競馬開催日程

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
6年	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
4月						JRA	JRA																								
5月																															
6月																															
7月																															
8月																															
9月																															
10月																															
11月																															
12月																															
7年																															
1月																															
2月																															
3月																															

※本場開催日においては、赤丸のついている日に公園内清掃を実施する。

浦和競馬場清掃業務委託仕様書（定期清掃）

この仕様は、業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

第1 清掃目的

定期清掃（以下「清掃」という。）を実施し、環境衛生を維持することを目的とする。
清掃は、床（エレベーター床・トイレ床・階段含む）の清掃作業をいう。

第2 清掃対象の範囲

床清掃：2号スタンド1～4階（階段、トイレ含む）
3号スタンド1～4階（階段、トイレ含む）

第3 清掃の内容

（1）床清掃

（ア）硬質床清掃

対象エリア 硬質床（3号スタンド1・2階、2号スタンド1階、エレベーター）

実施回数 年2回（夏頃、冬頃）

（硬質床洗浄作業内容）

- ① 移動可能な物件は移動し、床面の紙屑ほこりをホウキ等によって清掃すること。
- ② 上記①の後、石けん液、中性洗剤等をむらのないように塗布し、洗浄用パッドまたは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で表面の汚れを洗浄し、吸水用真空掃除機または床用スクイジーで汚水を除去すること。
- ③ 水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去し、床面を十分に乾燥させること。
- ④ 清掃のため移動した物件は、元の位置に戻しておくこと。
- ⑤ 事務用品、備品類を毀損、汚損せぬように、十分に注意すること。

（イ）弾性床清掃

対象エリア 弾性床（3号スタンド3・4階、2号スタンド2～4階一部・屋上、2号・3号スタンド階段部、トイレ（2号・3号スタンド内））

実施回数 年2回（夏頃、冬頃）

（弾性床洗浄作業内容）

- ① 移動可能な物件は移動し、床面の紙屑ほこりをホウキ等によって清掃すること。
- ② 上記①の後、石けん液、中性洗剤等をむらのないように塗布し、洗浄用パッドを装着した床磨き機で表面の汚れを洗浄し、吸水用真空掃除機または床用スクイジーで汚水を除去すること。
- ③ 水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去し、床面を乾燥させた後、床面の種類に適した良質の水性ワックスを十分に塗布して格子塗りし、ワックスが乾燥するのを待ってポリリッシャーで丁寧に磨きあげること。
- ④ 清掃のため移動した物件は、元の位置に戻しておくこと。
- ⑤ 事務用品、備品類を毀損、汚損せぬように、十分に注意すること。

（ウ）繊維床清掃

対象エリア 2号スタンド2階から4階、3号スタンド4階

実施回数 年2回（夏頃、冬頃）

(繊維床作業内容)

- ① 移動可能な物件は移動し、真空掃除機でほこりを十分に吸い取ること。
- ② シャンプークリーニングを実施すること。
- ③ しみのある箇所については、しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤（水溶性または油溶性）を用いてしみを取ること。
- ④ 清掃のため移動した物件は、元の位置に戻しておくこと。
- ⑤ 事務用品、備品類を毀損、汚損せぬように、十分に注意すること。

第5 費用の負担

清掃に使用する材料、機械、機器類は、乙の負担とし、電力、給水については、甲の負担とする。

第6 作業実施上の留意事項

次の事項には、十分留意すること。

- (1) ベンジン等引火性の危険物は使用しないこと。
- (2) 電力、水道等の使用に当たっては極力節減に努めること。
- (3) 器具の使用による衝撃、湿気等で建物、器物等を損傷しないよう常に注意をすること。

第7 責任者の指定

乙は、業務の円滑な遂行を図るため作業責任者（以下「責任者」という。）を、指定し、甲の監督員（以下「監督員」という。）に報告すること。

第8 異常報告

責任者は、作業中、建物、器物等に損害又は異常を認めた場合は、速やかに監督員に報告すること。

第9 作業報告書の提出

乙は、契約を忠実に履行するため、監督員の指示に従い、作業終了後報告書を作成し、翌日提出すること。

乙は、毎回、実施済確認願を提出し、確認を受けること。

第10 仕様書どおりに行われなかった場合の措置

甲は、業務が仕様書どおりに行われなかったと認めた場合は、その手直しを命ずることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

第11 緊急の措置

業務実施上、緊急の必要があると認められる場合は、監督員は乙に対し、所要の措置を求めることができる。

第12 服装

清掃作業実施に当たっては、乙は清掃作業員に統一した服装を着用させ常に身分を明らかにすること。

第13 安全衛生教育等

受託者は現場責任者等の安全衛生教育を確実にを行い、環境衛生活美化意識を高め、事故発生の防止に努め、受託者の瑕疵に起因する一切の責任を負わなければならない。

第 14 業務計画書の作成

- (1) 乙は契約締結後 1 4 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には契約書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - 1 業務概要
 - 2 業務方針報告書
 - 3 業務工程（清掃工程・派遣計画を含む）
 - 4 業務組織計画（業務分担表を含む）
 - 5 業務において使用する主な用具等
 - 6 連絡体制（緊急時を含む）
 - 7 その他

第 15 その他

- (1) 受託者は本業務に関する契約書・仕様書および指示事項等について十分現場責任者等に周知させ、業務を円滑に進めるよう指導すること。
- (2) その他必要と認められる事項については、甲・乙が協議する。

委託業務完了通知書

年 月 日

埼玉県浦和競馬組合
管理者 大野 元裕 様

受注者

下記業務の 年 月分が完了したので通知します。

記

委託業務名	浦和競馬場清掃業務
履行場所	埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号
履行期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
委託金額	¥ 円
今回履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
今回履行期間 の委託金額	¥ 円 (内消費税等¥ 円)

令和6年度(2024年度) 南関東地方競馬開催日程

6年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
4月		川崎	船橋			JRA	浦和	大井																						
区分	C	C	C	C	H	I	C	C	C	C	C	H	I	A	A	A	A	A	H	I	C	C	C	C	H	I	G	D		
5月																														
区分	D	D	G	H	I	F	C	C	C		H	I	C	C	C	H	I	A	A	A	A	A	A	H	I	C	C	C		
6月																														
区分	H	I	C	C	C	H	I	C	C	C	C	H	I	A	A	A	A	A	H	I	C	C	C	C	H	I				
7月																														
区分	C	C	C	C	I	C	C	C	A	I	B	A	A	C	I	C	C	C	C	C	C	C	C	J	C	C				
8月																														
区分	C	J	C	C	C	I	F	C	C	C	I	A	A	A	A	A	A	A	I	C	C	C	C	I	C	C				
9月																														
区分	I	C	C	C	I	C	C	C	C	I	H	A	A	A	A	A	A	I	F	C	C	C	C	H	I					
10月																														
区分	C	C	C	I	C	C	C	H	I	H	C	C	C	H	I	A	A	A	A	A	A	H	I	C	C	C				
11月																														
区分	H	I	F	C	C	C	H	I	C	C	C	H	I	A	A	A	A	A	H	I	C	C	C	H						
12月																														
区分	I	C	C	C	H	I	C	C	C	H	I	C	C	C	H	K	A	A	A	A	A	I	G	G	G					
1月																														
区分	G	G	G	D	I	A	A	A	A	H	I	C	C	C	I	C	C	C	C	C	C	C	I	C	C					
2月																														
区分	I	C	C	C	I	C	C	C	I	C	C	C	H	I	B	A	A	A	A	A	A	A	A							
3月																														
区分	H	I	C	C	C	H	I	E	E	E	H	I	A	A	A	B	A	H	I	C	C	C	H	I						

は夜間・はくぼ開催 ←は夜間開催 ★印はダートグレード競走 ●印は重賞競走